

	質問項目	回答
1. 総論		
	要請を一部変更した趣旨・目的は？	<ul style="list-style-type: none"> ・病床使用率が大阪モデルの非常事態（赤信号）解除の目安を満たすなど、医療提供体制のひっ迫は改善が見られるため、医療非常事態宣言を解除し、高齢者施設での面会自粛の要請を終了しました。ただし、1日当たりの新規陽性者数は7千人を超え、軽症中等症病床使用率も4割強であり、この状態で感染が拡大に転じた場合、即座に医療提供体制がひっ迫する可能性が高いことから、基本的感染予防策の徹底や、感染リスクを低減する取組みの継続をお願いするものです。
	令和4年9月15日～の主な要請内容は？	<ul style="list-style-type: none"> ・主な要請内容は以下のとおりです。 ●府民への呼びかけ <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策（3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底 ・早期のワクチン接種（5～11歳の子どもを含む）を検討すること（法に基づかない働きかけ） ・高齢者（※）及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること ※基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む ・高齢者施設での面会は感染防止対策を徹底すること（オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること） ●施設について《飲食店等への要請》 <ul style="list-style-type: none"> 【ゴールドステッカー認証を受けていない店舗】同一グループ・同一テーブル4人以内 ※全ての飲食店等に対し、カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を要請 <p>※措置内容の詳細は、府HPを参照ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/yousei20220915-.html</p>
	要請の変更の可能性は？	<ul style="list-style-type: none"> ・感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫状況を踏まえ、基本的対処方針等に基づき、専門家の意見を踏まえた上で総合的に判断します。
2. 府民・大学・経済界への呼びかけ		
	会食の際の人数制限や時間制限はないのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴールドステッカー認証店舗では、1グループまたは1テーブルの人数制限や利用時間の制限を要請しておりません。 ・ゴールドステッカー認証店舗の利用にご協力いただき、マスク会食を徹底してください。
3. イベントの開催について		
	「感染防止安全計画」策定の対象となるイベントは？	<ul style="list-style-type: none"> ・参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント（※1及び※2を含む）が対象です。ただし、「大声なし」が担保できることが前提です。これらのイベントは、「感染防止安全計画」を策定し、府の確認を受けることにより、人数上限を収容定員まで可能とします。 ※1 参加者を事前に把握できない場合は、イベント主催者等が想定する参加予定人数が5,000人超の時 ※2 収容定員が設定されていない場合は人と人が触れ合わない程度の間隔で開催したい時 <p>・提出書類、提出先等の詳細は、府HPを参照ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/eventkaisai-taisaku/index.html</p>
	「感染防止安全計画」を策定しないイベントは、大阪府への事前相談はしなくてよいのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでお願いしていた「参加者が1,000人以上、もしくは全国的な移動を伴うイベント」の開催前の大阪府への事前相談は、令和3年12月1日以降に開催するイベントについては不要となります。 ・「感染防止安全計画」を策定しないイベントは、イベント主催者等が感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表してください。
	大声のあり、なしを判断する具体的な基準は？	<ul style="list-style-type: none"> ・「大声」を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する、または必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」とします。 ・観客間大声・長時間の会話や、スポーツイベントにおいて反復・継続的に行われる応援歌の合唱等が該当し、得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たりません。
	キャンセル料はどうなるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント中止に伴うキャンセル料等については、主催者にお問い合わせください。
4. 施設について		
	<p>飲食店等への要請</p> <p>ゴールドステッカー認証を受けていない飲食店に対し、利用人数の制限を要請する趣旨・目的は？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国の分科会において、感染リスクが高まる「5つの場面」として、「大人数や長時間におよぶ飲食」が示されており、大人数（例えば5人以上）の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まると指摘されています。こうしたリスクを抑制するために、ゴールドステッカー認証を受けていない飲食店に対して利用人数の制限を要請するものです。

人数制限や時間制限はないのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴールドステッカー認証店舗では、1グループまたは1テーブルの人数制限や利用時間の制限を要請しておりません。ただし、ゴールドステッカー認証基準（※）となる感染防止対策（マスク会食の呼びかけ、アクリル板の設置等）を徹底してください。 ・ゴールドステッカー認証を受けていない店舗では、同一テーブル・同一グループを4人以内とし、5人以上の入店案内は控え、2時間以内の利用としてください。 <p>※ゴールドステッカー認証基準の詳細は、府HPを参照ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/41130/00000000/1013ninsyoukizyun.pdf</p>
飲食店営業許可を受けている結婚式場や宴会場で、使用を結婚式に限定している場合、ゴールドステッカーの対象外となるが、要請内容はどのようなものか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴールドステッカー認証対象外の飲食店営業許可を受けている結婚式場等は、業種別ガイドラインの遵守等、業態に応じた感染防止対策が徹底されていれば、ゴールドステッカー認証店舗と同様、人数や利用時間の制限を要請しておりません。
ゴールドステッカー認証を受けていない飲食店を利用する際に、子ども連れの利用者や、介助が必要な利用者がある場合、子どもや介助者は同一グループまたは同一テーブルの人数に含まれるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや介助者についても、人数に含まれます。ただし、同一のテーブルに案内しなければならぬやむを得ない理由がある場合には、未成年の子どもや、介助者は、人数カウントに含めません。
カラオケ設備の利用について、制限はあるか？	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての飲食店等において、カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底してください。
要請に応じなかった場合の罰則はあるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請であり、応じなかった場合の罰則規定はありませんが、感染拡大防止の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。
飲食店等以外への要請	
飲食店営業許可を受けていないホテル・旅館の宴会場等への要請内容はどのようなものか？	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催時はイベントの開催制限と同じです。人数制限や、飲食提供における条件（※）を遵守していただくようお願いいたします。 <p>※業種別ガイドラインの遵守など、業態に応じた感染防止対策を守ること</p>
5. 主な支援金等（緊急事態措置QAから引続き）	
休止要請等に関する各種支援策について	<ul style="list-style-type: none"> ・国、府等における府民・事業者の皆様への支援策については、府HPで取りまとめております（随時更新）ので、ご参照下さい。 <p>【新型コロナウイルス感染症対策支援情報について】 https://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/shien/index.html</p>
飲食店等の休止・時短要請に対する協力金について	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の府HPを参照してください。 <p>【大阪府内の飲食店等を対象とする「第11期 大阪府営業時間短縮等協力金」】 https://www.pref.osaka.lg.jp/kyouryokukin/kyoryokukin-11ki/index.html</p>
関連事業者への支援について	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少または供給の制約により大きな影響を受け、一定以上売り上げが減少した全国の中堅・中小法人、個人事業主等に対して、国において支援策を設けています。 <p>【経済産業省「事業復活支援金」】 https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/index.html</p>